

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 360 号）の施行による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第2の3（第8条の2関係）			別表第2の3（第8条の2関係）		
番号	物質又は項目	水質の基準	番号	物質又は項目	水質の基準
1～9	……略……	……略……	1～9	……略……	……略……
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u> 以下	10	トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u> 以下
11～40	……略……	……略……	11～40	……略……	……略……
備考 ……略……			備考 ……略……		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。